

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

東神楽町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡東神楽町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡東神楽町の全域

4 地域再生計画の目標

東神楽町は、平成22年の国勢調査における総人口は9,292人、平成27年の国勢調査における人口は10,233人で10.1%の増加率と全国的に多くの自治体の人口が減少する中、増加傾向で推移してきた。

しかしながら、近年の人口の推移をみると、平成28（2016）年12月に10,400人を超えたのをピークに人口は減少に転じている。住民基本台帳によると令和2（2020）年8月には10,164人となっている。

年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口（15歳未満）は昭和30年の2,785人から減少傾向だったが、昭和55年以降は増加に転じ、平成27年には1,626人まで増加している。生産年齢人口（15～64歳）は昭和50年から増加傾向にあり、平成27年には6,236人で、昭和50年比で約80%増加している。高齢者人口（65歳以上）は増加を続けており、総人口に占める割合でみると平成17年に年少人口の割合を超え、平成27年には23.8%まで上昇している。

自然動態の推移をみると、出生数は平成17年以降減少傾向で推移していたが、平成22年からは増加傾向に転じ平成26年には83人が出生した。一方、死亡数は平成元年以降、年によってばらつきはあるものの概ね増加傾向となっており、平成18年に出生数よりも死亡数が上回って以降、自然減の状況が続いている（令和元（2019）年には34人の自然減）。合計特殊出生率は、昭和58～62年の1.61から減少傾向だったが、平成15～19年の1.26以降は増加に転じ、平成20～24年には1.32となった。し

かし、人口が増加に転じる合計特殊出生率が2.1であることから、合計特殊出生率は現時点ではまだ低く、今後も少子高齢化が進むと考えられる。

社会動態の推移をみると、平成元年以降は概ね転入超過の状況にあり、分譲地販売等により平成2～5年、平成11～16年に転出を大幅に上回る転入があった。平成20年以降も転入は増加傾向にあったものの、平成24年以降はやや減少傾向に転じている。一方、転出は年によって増減はあるものの、ほぼ横ばいに推移しており、令和元（2019）年には45人の社会減となっている。

人口が減少に転じることで、地域において次のような課題が生じる恐れがある。

（1）就学前児童、小学生および中学生の人数への影響

総人口の減少および少子化の進展とともに、児童数および生徒数は今後も減少することが予想される。小学校児童数および中学校生徒数の減少に対応し、今後は複数学年が同一クラスとなる複式学級や、学校統合の検討が必要となると考えられる。

（2）高齢者数への影響

65歳以上の高齢者の人数は、令和22（2040）年頃にピークを迎え以降は減少すると予測されているが、75歳以上の高齢者数は令和22（2040）年以降も増加し、令和32（2050）年頃にピークを迎えると考えられる。また、要支援・要介護認定者の認定率は75歳以上で高くなるため、要支援・要介護認定者数は令和32（2050）年頃まで増加し続けると予測される。

これらの課題に対応するため、今後は、10,200人程度の人口を維持し続けることを目標とし、交流人口や関係人口など東神楽町に関わる人たちとも協力して地域を活性化させ、さらにはSDGs¹を原動力とする地方創生への取り組みや、Society5.0²に向けた新技術など新たな視点を加え、全世代・全員が安心して生活を営める魅力あるまちづくりに取り組む。なお、取組の推進に当たっては、次の項目を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標1 地方にしごとをつくり、安定した雇用の創出と未来を創る人材育成
- ・基本目標2 地方への新しい人の流れをつくる

¹ Sustainable Development Goals の略で人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題と具体目標

² サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

- ・基本目標3 地域で取り組む出産・子育て・教育の推進と誰もが活躍できるまちづくり
- ・基本目標4 安心なくらしを守るとともに、地域間連携を図る

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地 方版総合戦略の基 本目標
ア	従業者数	2,982人	3,300人	基本目標1
	就業者数	4,999人	5,500人	
	新規の創業事業者数（累計）	一	5か所	
イ	観光入込客数	265,600人	292,000人	基本目標2
	年間転入者数	444人/年	400人/年	
	年間転出者数	343人/年	340人/年	
	自然増減	-34	1	
ウ	年間出生数	63人/年	53人/年	基本目標3
	15歳未満人口	1,573人	1,495人	
	健康寿命の延伸	男性81歳 女性86歳	男性82歳 女性87歳	
エ	30歳以上の人口	7,397人	7,350人	基本目標4
	(再掲) 健康寿命の延伸	男性81歳 女性86歳	男性82歳 女性87歳	
	(再掲) 観光入込客数	265,600人	292,000人	

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

東神楽町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 地方にしごとをつくり、安定した雇用の創出と未来を創る人材育成事業

イ 地方への新しい人の流れをつくる事業

ウ 地域で取り組む出産・子育て・教育の推進と誰もが活躍できるまちづくり
事業

エ 安心なくらしを守るとともに、地域間連携を図る事業

② 事業の内容

ア 地方にしごとをつくり、安定した雇用の創出と未来を創る人材育成事業

地場産業の育成と新規創業への支援を推進するとともに、経済活動の活性化や雇用の増大につなげる。

また、これから町の未来を担う人材育成に向けて、企業やNPOなど地域づくりを担う様々な組織や民間との協働を進めるとともに、高等学校や大学等とも連携を図ることで、郷土愛の醸成とグローバルな人材育成を推進する。

【具体的な事業】

- ・高等学校等との連携
- ・キャリア教育の充実 等

イ 地方への新しい人の流れをつくる事業

地場企業への支援や企業版ふるさと納税、クラウドファンディングなどの民間資金を活用し地域経済の活性化を図るとともに、道北の空の玄関口である「旭川空港」の所在地である地の利を生かし、近年増加している海外からの観光客の誘客、さらには空港の民間委託を好機と捉え、飛行機に搭乗しない人であっても訪れたくなるような魅力ある空港となるよう「空の駅」など民間事業者や関係団体などと協力して推進する。

また、東神楽町のコミュニティ・アイデンティティ（C I）として掲げる「花のまち」を改めて内外にPRすることを考え、「花の駅」を核として、ドライブ等で訪れた方々が東神楽町の景観等の良さを実感できる環境

整備を進めることにより交流人口の増加を目指す。

交流人口を増やす取り組みの継続により、すでに東神楽町に在住する住民の満足度を高めることと並行して、地域活動を通じての交流や地縁など東神楽町に関わりを持つ関係人口を増やし、移住・定住を希望・検討する方に対して、東神楽町が常に選択肢の一つとして検討される施策の展開を進める。

【具体的な事業】

- ・国際観光プロモーション事業
- ・まちの駅 等

ウ 地域で取り組む出産・子育て・教育の推進と誰もが活躍できるまちづくり事業

妊娠期から子育て期、さらには保育や幼児教育、学校教育まで学校、家庭、地域社会が一丸となり切れ目ない支援する。

あわせて地域を支える女性、高齢者、障がい者、外国人など全世代・全員が居場所と役割を持ち活躍できる地域づくりの実現と、多世代交流の場づくりや生涯活躍のまちづくりに向けて住民が主体的に学び活動できる機会や場など社会教育の環境整備や地域自治の強化を図る。

【具体的な事業】

- ・妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- ・イクメン支援 等

エ 安心なくらしを守るとともに、地域間連携を図る事業

住みやすい住環境づくりとして「花のまち」の取り組みを継続するとともに、環境に優しく健康的に歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりによるウォーカブルシティの実現を目指す。

また、社会環境に配慮した取り組みなどSDGsを原動力とした持続可能なまちづくりや住民生活や企業活動の向上にむけてSociety5.0など新しい技術にも注視し、安全・安心で住みやすいまちづくりを推進する。

その他、既に取り組んでいる「君の椅子」プロジェクトなどの広域的な取り組みにより地域間の連携も図る。

【具体的な事業】

- ・健康食育タウン
- ・「君の椅子」を核とする広域連携の強化 等

※ なお、詳細は第2期東神楽町地方版総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4の【数値目標】と同じ。

④ 寄附の金額の目安

474,000 千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度3月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに東神楽町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで